

改正

令和2年1月21日訓令第1号
令和3年1月13日訓令第1号
令和4年3月22日訓令第34号
令和4年3月28日訓令第75号
令和5年3月20日訓令第18号
令和5年3月22日訓令第40号

鹿角市ふるさとライフ移住しごと支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鹿角市（以下「市」という。）が、市内への移住・定住の促進及び中小企業等における人手不足の解消に資するため、秋田県（以下「県」という。）と共同して行う第2期秋田県移住・就業支援事業（以下「本事業」という。）において、東京圏（埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県をいう。以下同じ。）から市に移住し、本要綱の支給要件を満たした者に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、補助金等の交付並びに適正化に関する規則（昭和49年鹿角市規則第32号。以下「規則」という。）及び第2期秋田県移住・就業支援事業実施要領に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助金の額)

第2条 補助金の額は、世帯の申請の場合にあつては100万円、単身の申請の場合にあつては60万円とする。なお、18歳未満の世帯員を帯同して移住する場合は18歳未満の者1人につき100万円（ただし、令和5年3月31日以前に転入した場合にあつては30万円）を加算する。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付対象者は、第1号（世帯の申請をする場合にあつては第1号及び第6号）の要件を満たし、かつ、第2号から第5号までのいずれかの要件に該当する者とする。

(1) 移住等に関する要件 ア、イ及びウに該当すること。

ア 移住元に関する要件 次に掲げる全てに該当すること。ただし、東京圏のうち条件不利地域以外の地域に在住しつつ、東京23区内の大学等へ通学し、東京23区内の企業等へ就職した者については、通学期間も本事業の移住元としての対象期間とすることができる。

(ア) 住民票を移す直前の10年間のうち、通算5年以上、東京23区内に在住又は東京圏のうち条件不利地域（過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）、山村振興法（昭和40年法律第64号）、離島振興法（昭和28年法律第72号）、半島振興法（昭和60年法律第63号）又は小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）の指定区域を含む市町村（政令指定都市を除く。）をいう。以下同じ。）以外に在住し、東京23区内への通勤（雇用者としての通勤の場合にあつては、雇用保険の被保険者としての通勤に限る。以下同じ。）をしていたこと。

(イ) 住民票を移す直前に、連続して1年以上、東京23区内に在住又は東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住し、東京23区内への通勤をしていたこと（ただし、東京23区内への通勤の期間については、住民票を移す3カ月前までを当該1年の起算点とすることができる。）。

(ウ) ただし、東京圏のうち条件不利地域以外の地域に在住しつつ、東京23区内の大学等へ通学し、東京23区内の企業等へ就職した者については、通学期間も本事業の移住元としての対象期間とすることができる。

イ 移住先に関する要件 (ア)、(イ)及び(ウ)の全てに該当すること。

(ア) 国から県に対する移住・就業支援事業に係る交付金の交付決定がされた後であつて、県において移住支援金交付事業の詳細が移住希望者に対して公表された後に転入したこと。

(イ) 補助金の申請時において、転入後3か月以上1年以内であること。

(ウ) 市に、補助金の申請日から5年以上、継続して居住する意思を有していること。

ウ その他の要件 (ア)、(イ)及び(ウ)の全てに該当すること。

(ア) 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。

(イ) 日本人である、又は外国人であつて、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者、特別永住者のいずれかの在留資格を有すること。

(ウ) その他市又は県が補助金の対象として不相当と認めた者でないこと。

(2) 就職に関する要件

ア 一般の場合 (ア)から(ク)までの全てに該当すること。

(ア) 勤務地が東京圏以外の地域又は東京圏の条件不利地域に所在すること。

(イ) 就業先が、県が移住支援金の対象としてマッチングサイトに掲載している求人であること。

(ウ) 就業者にとって3親等以内の親族が代表者、取締役などの経営を担う職務を務めている法人への就業でないこと。

(エ) 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業し、申請時において連続して3か月以上在職していること。

(オ) (イ)の求人への応募日が、マッチングサイトに当該求人が県の移住支援金の対象として掲載された日以降であること。

(カ) 就業した法人に、補助金の申請日から5年以上、継続して勤務する意思を有していること。

(キ) 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。

(ク) 当該就業に当たって、国の他の補助金の交付を受けていないこと。

イ 専門人材の場合 内閣府地方創生推進室が実施するプロフェッショナル人材事業又は先導的人材マッチング事業を利用して移住及び就業した者は、(ア)から(オ)までの全てに該当すること。

(ア) 勤務地が東京圏以外の地域又は東京圏の条件不利地域に所在すること。

(イ) 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業し、申請時において連続して3か月以上在職していること。

(ウ) 当該就業先において、補助金の申請日から5年以上、継続して勤務する意志を有していること。

(エ) 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。

(オ) 目的達成後の解散を前提とした個別プロジェクトへの参加等、離職することが前提でないこと。

(3) テレワークに関する要件 アからウの全てに該当すること。

ア 所属先企業等からの命令ではなく、自己の意思により移住した場合であって、移住先を生活の本拠とし、移住元での業務を引き続き行うこと。

イ デジタル田園都市国家構想交付金(デジタル実装タイプ(地方創生テレワーク型))又は地方創生テレワーク交付金を活用した取組の中で、所属先企業等から当該移住者に資金提供されていないこと。

ウ 住民票を移す直前に、連続して1年以上、移住元での業務をしていたこと。

(4) 本事業における関係人口に関する要件 市や地域の人々と関わりを有する者(関係人口)のうち、市が当該移住希望者を個別に本事業における関係人口と認め、県等関係機関と調整のうえ、県の事業実施計画の付属資料に記載されていること。

(5) 起業に関する要件 1年以内に県が実施する起業支援事業(地域課題解決枠)に係る起業支援金の交付決定を受けていること。

(6) 世帯に関する要件 アからオまでの全てに該当すること。

ア 申請者を含む2人以上の世帯員が移住元において、同一世帯に属していたこと。

イ 申請者を含む2人以上の世帯員が申請時において、同一世帯に属していること。

ウ 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、国から県に対する移住・就業支援事業に係る交付金の交付決定がされた後であって、県において移住支援金交付事業の詳細が移住希望者に対して公表された後に転入したこと。

エ 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、申請時において転入後3か月以上1年以内であること。

オ 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。

(交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする者は、補助金等交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 移住元の住民票の除票(移住した世帯全員分)

(2) 鹿角市の住民票(移住した世帯全員分とし、発行の日から1か月以内のものに限る。)

(3) 移住直前の5年間に転居している場合は、転居前の住民票除票(住民票を移す直前の10年間に通算して5年以上(ただし、移住直前は連続して1年以上)東京23区又は東京圏のうち条件不利地域以外の地域に居住していたことがわかるもの全て。)

(4) 前条第1号のアの(イ)に該当する場合は、退職証明書又は離職票等

(5) 就業の場合は、就業証明書(様式第2号の1又は第2号の2)

(6) 起業の場合は、県の起業支援金の交付決定書(写)

(7) 本人確認ができる書類

(8) その他市長が必要と認めた書類

(決定の通知)

第5条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助金を交付することが適当と認めるときは、速やかに交付決定通知書（様式第3号）により、当該申請者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第6条 市長は、交付決定を行った申請者に対しては、申請から3か月以内に補助金の交付を行うものとする。

(交付決定通知書の再交付)

第7条 申請者が補助金の交付決定を受けた後、紛失等の理由により交付決定通知書の再交付を必要とするときは、補助金交付決定通知書再交付願（様式第4号。以下「再交付願」という。）を市長に提出しなければならない。

(再交付決定及び通知)

第8条 市長は前条に規定する再交付願を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、速やかに補助金交付決定通知書〔再交付〕（様式第5号）を、申請者に交付するものとする。

(報告及び立入調査)

第9条 市及び県は、本事業が適切に実施されたかどうか等を確認するため、必要があると認めるときは、本事業に関する報告及び立入調査を求めることができる。

(就業状況等の異動届出)

第10条 補助金の交付決定を受けた者は、交付決定を受けた日から5年間においてその住所、就業先について異動があった場合は、住所等変更届出書（様式第6号）により市長に届出をしなければならない。

(返還請求)

第11条 市長は、補助金の交付を受けた者が次の各号の区分に応じて掲げる要件に該当する場合、補助金の全額又は半額の返還を請求する。ただし、雇用企業の倒産、災害、病気等のやむを得ない事情があるものとして市及び県が認めた場合はこの限りではない。

(1) 全額の返還 アからエまでのいずれかに該当する場合

ア 虚偽の申請等をした場合

イ 補助金の申請日から3年未満に本市から転出した場合

ウ (就業の場合のみ該当) 補助金の申請日から1年以内に補助金の要件を満たす職を辞した場合

エ 起業支援事業に係る交付決定を取り消された場合

(2) 半額の返還 補助金の申請日から3年以上5年以内に本市から転出した場合

(雑則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に必要な事項は、市と県が協議して定める。

附 則

(施行期日等)

1 この要綱は、平成31年4月1日から施行し、令和7年3月31日限り、その効力を失う。

(鹿角市ふるさとライフ引越し支援補助金交付要綱の一部改正)

2 鹿角市ふるさとライフ引越し支援補助金交付要綱（平成28年鹿角市訓令第68号）の一部を次のように改正する。

第9条第3号を次のように改める。

(3) 本要綱により補助金の交付を受けた者及びその者の世帯員のいずれかが、鹿角市ふるさとライフ移住しごと支援補助金交付要綱（平成31年鹿角市訓令第76号）による補助金の交付の決定を受けたとき。

第9条に次の1号を加える。

(4) その他市長が返還の必要があると判断したとき。

附 則（令和2年1月21日訓令第1号）

この要綱は、令和2年1月21日から施行する。

附 則（令和3年1月13日訓令第1号）

この要綱は、令和3年1月13日から施行する。

附 則（令和4年3月22日訓令第34号）

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和4年3月28日訓令第75号）

この訓令は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和5年3月20日訓令第18号）

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和5年3月22日訓令第40号）

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

補助金等交付申請書

鹿角市長 様

申請年月日 年 月 日

鹿角市ふるさとライフ移住しごと支援補助金交付要綱に基づき、支援補助金の交付を申請します。

1 申請者欄

フリガナ		性別	生年月日
氏名	印		西暦 年 月 日
住所	〒	電話番号	(固定)
			(携帯)
メールアドレス			

2 支援補助金の内容 (該当する欄に○を付けてください)

单身・世帯	单身	世帯	世帯の場合は同時に移住した家族の人数 (1の申請者は含まない)	人
支援補助金の種類	就業	起業	その他	

3 各種確認事項 (該当する欄に○を付けてください) ※

別紙1「支援補助金の交付申請に関する誓約事項」に記載された内容について	A. 誓約する	B. 誓約しない
別紙2「秋田県移住・就業支援事業に係る個人情報の取扱い」に記載された内容について	A. 同意する	B. 同意しない
申請日から5年以上継続して鹿角市に居住する意思について	A. 同意する	B. 同意しない
(就業・起業の場合のみ記載) 申請日から5年以上継続して、就業・起業する意思について	A. 意思がある	B. 意思がない
(就業の場合のみ記載) 就業先の法人の代表者又は取締役などの経営を担う者との関係	A. 3親等以内の親族に該当しない	B. 3親等以内の親族に該当する
(テレワークの場合のみ記載) 鹿角市への移住の意思について	A. 自己の意思である	B. 所属からの命令である

※ 各種確認事項のB. に○を付けた場合は、支援補助金の支給対象となりません。

4 転出元の住所

住所	〒
----	---

5 (東京23区の在勤者に該当する場合のみ記載)

東京23区への在勤履歴

期間	就業先	就業地

6 (テレワークによる移住者のみ記載) 移住後の生活状況

勤務先部署						
住所	〒					
勤務先へ行く頻度	週	・	月	・	年	回程度／行くことがない／その他()

7 添付書類

- (1) 移住元の住民票の除票 (移住した世帯全員分)
- (2) 鹿角市の住民票 (移住した世帯全員分とし、発行の日から1か月以内のものに限る。)
- (3) 移住直前の5年間に転居している場合は、転居前の住民票除票 (住民票を移す直前の10年間に通算して5年以上 (ただし、移住直前は連続して1年以上) 東京23区又は東京圏のうち条件不利地域以外の地域に居住していたことがわかるもの全て。)
- (4) 第3条第1項第1号のアの(イ)に該当する場合は、退職証明書又は離職票等
- (5) 就職の場合は、就業証明書 (様式第2号の1または第2号の2)
- (6) 起業の場合は、県の起業支援金の交付決定書 (写)
- (7) 本人確認ができる書類
- (8) その他市長が必要と認めた書類

管理コード (県及び市町村使用欄)	
-------------------	--

鹿角市ふるさとライフ移住しごと支援補助金（以下「支援補助金」）の
交付申請に関する誓約事項

- 1 秋田県移住・就業支援事業に関する報告及び立入調査について、鹿角市及び秋田県から求められた場合には、それに応じます。
- 2 以下の場合には、秋田県移住・就業支援事業実施要領及び鹿角市ふるさとライフ移住しごと支援補助金交付要綱に基づき、支援補助金の全額又は半額を返還します。
 - (1) 支援補助金の申請に当たって、虚偽の内容を申請したことが判明した場合：全額
 - (2) 支援補助金の申請日から3年未満に鹿角市外に転出した場合：全額
 - (3) 支援補助金の申請日から1年以内に支援補助金の要件を満たす職を辞した場合：全額
 - (4) 秋田県起業支援事業（地域課題解決枠）に基づく交付決定を取り消された場合：全額
 - (5) 支援補助金の申請日から3年以上5年以内に鹿角市外に転出した場合：半額
- 3 住所、就業先等の支援補助金の要件に関する事項の異動について、支援補助金受給の要件となる就業先法人が当該事実を鹿角市に報告することに同意します。

秋田県移住・就業支援事業に係る個人情報の取扱い

鹿角市及び秋田県は、秋田県移住・就業支援事業の実施に際して得た個人情報について、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）等の規定に基づき適切に管理し、本事業の実施のために利用します。

また、市及び県は、当該個人情報について、他の都道府県において実施する移住支援事業の円滑な実施、国への実施状況の報告等のため、国、他の都道府県、他の市区町村に提供し、又は確認する場合があります。

鹿角市長

所在地

事業者名

印

代表者名

電話番号

担当者

就業証明書（鹿角市ふるさとライフ移住しごと支援補助金の申請用）

下記のとおり相違ないことを証明します。

記

勤務者名	
勤務者住所	
勤務先所在地	
勤務先電話番号	
就業年月日	
応募受付年月日	
雇用形態	週20時間以上の無期雇用
勤務者と代表者又は取締役などの経営を担う者との関係 ※マッチングサイト掲載求人の場合	3親等以内の親族に該当しない
※プロフェッショナル人材事業又は先導的人材マッチング事業を利用している場合のみ	目的達成後に離職することが前提ではない <input type="checkbox"/> プロフェッショナル人材事業 <input type="checkbox"/> 先導的人材マッチング事業

秋田県移住・就業支援事業に関する事務のため、勤務者の勤務状況などの情報を、県及び鹿角市の求めに応じて、県及び鹿角市に提供することについて、勤務者の同意を得ています。

鹿角市長

所在地

事業者名

印

代表者名

電話番号

担当者

就業証明書（鹿角市ふるさとライフ移住しごと支援補助金の申請用）

下記のとおり相違ないことを証明します。

記

勤務者名	
勤務者住所 （移住前）	
勤務者住所 （移住後）	
勤務先部署の 所在地	
勤務先電話番号	
移住の意思	所属先企業等からの命令（転勤、出向、出張、研修等含む）ではない
交付金による 情報提供	勤務者にデジタル田園都市国家構想交付金（デジタル実装タイプ（地方創生テレワーク型））又は地方創生テレワーク交付金による資金提供をしていない

秋田県移住・就業支援事業に関する事務のため、勤務者の勤務状況などの情報を、県及び鹿角市の求めに応じて、県及び鹿角市に提供することについて、勤務者の同意を得ています。

様

鹿角市長

鹿角市ふるさとライフ移住しごと支援補助金交付決定通知書

鹿角市ふるさとライフ移住しごと支援補助金交付要綱の規定に基づき、以下のとおり決定しましたのでお知らせいたします。

補助金決定額 ¥ _____ 円

(備考)

- 1 市は、鹿角市ふるさとライフ移住しごと支援補助金交付要綱の規定に基づき、以下の場合には、補助金の全額又は半額の返還を請求します。
 - ・申請に当たって、虚偽の内容を申請したことが判明した場合：全額
 - ・申請日から3年未満に鹿角市以外に転出した場合：全額
 - ・秋田県起業支援事業補助金（地域課題解決枠）の交付決定を取り消された場合：全額
 - ・申請日から3年以上5年以内に鹿角市以外に転出した場合：半額
(就業の場合)
 - ・申請日から1年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞した場合：全額

- 2 市は、鹿角市ふるさとライフ移住しごと支援補助金交付要綱の規定に基づき、秋田県移住・就業支援事業が適切に実施されたかどうか等を確認するため、必要な事項の報告を求め、及び関係する場所に立入調査を行います。報告及び立入調査に応じない場合、虚偽の内容を申請したものと推定し、上記1に定める返還請求を行う場合があります。

- 3 フラット35地域活性化型（地方移住支援）の金利引下げの適用について
 - ・この通知書はフラット35地域活性化型（地方移住支援）の金利引下げの適用を受ける際の必要書類であり、紛失した場合は金利引下げの適用を受けられない場合があります。
 - ・補助金の返還を請求された場合はフラット35地域活性化型（地方移住支援）の金利引下げの適用を受けられない場合があります。
 - ・補助金を受領した方に対するフラット35地域活性化型（地方移住支援）の金利引下げ

制度の適用を受けるためには、交付決定日から5年以内に取扱金融機関への申込が必要となります。

4 株式会社日本政策金融公庫の創業者向け融資制度における特別利率の適用について

- ・この通知書は日本政策金融公庫による新規開業支援資金等の特別利率の適用を受ける際の必要書類であり、紛失した場合は特別利率の適用を受けられない場合があります。
- ・補助金の返還を請求された場合は日本政策金融公庫による新規開業支援資金等の特別利率の適用を受けられない場合があります。

5 その他

- ・交付決定を受けた日から5年間において、住所、就業先について異動があった場合は、住所等変更届出書（様式第6号）により届出を行ってください。
- ・秋田県起業支援事業費補助金（地域課題解決枠）の交付を受けている場合で、決定を取り消された場合は報告をしてください。

申請年月日 年 月 日

補助金交付決定通知書再交付願

年 月 日付け鹿指令（補）第 号により決定を受けた、鹿角市ふるさとライフ
移住しごと支援補助金交付決定通知書の再交付をお願いします。

1 申請者欄

フリガナ		性別	生年月日
氏名			西暦 年 月 日
住所	〒	電話	(固定)
		番号	(携帯)
メールアドレス			

2 再交付を必要とする理由

- 1) フラット 35 地域活性型（地方移住支援）の金利引き下げの適用申込みのため
- 2) 株式会社日本政策金融公庫の創業者向け融資制度における特別利率の適用申込みのため
- 3) その他（理由： ）

様

鹿角市長

鹿角市ふるさとライフ移住しごと支援補助金交付決定通知書【再交付】

鹿角市ふるさとライフ移住しごと支援補助金交付要綱の規定に基づき、以下のとおり決定しましたのでお知らせいたします。

補助金決定額 ¥ _____ 円

(備考)

- 1 市は、鹿角市ふるさとライフ移住しごと支援補助金交付要綱の規定に基づき、以下の場合には、補助金の全額又は半額の返還を請求します。
 - ・申請に当たって、虚偽の内容を申請したことが判明した場合：全額
 - ・申請日から3年未満に鹿角市以外に転出した場合：全額
 - ・秋田県起業支援事業補助金（地域課題解決枠）の交付決定を取り消された場合：全額
 - ・申請日から3年以上5年以内に鹿角市以外に転出した場合：半額
(就業の場合)
 - ・申請日から1年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞した場合：全額

- 2 市は、鹿角市ふるさとライフ移住しごと支援補助金交付要綱の規定に基づき、秋田県移住・就業支援事業が適切に実施されたかどうか等を確認するため、必要な事項の報告を求め、及び関係する場所に立入調査を行います。報告及び立入調査に応じない場合、虚偽の内容を申請したものと推定し、上記1に定める返還請求を行う場合があります。

- 3 フラット35地域活性化型（地方移住支援）の金利引下げの適用について
 - ・この通知書はフラット35地域活性化型（地方移住支援）の金利引下げの適用を受ける際の必要書類であり、紛失した場合は金利引下げの適用を受けられない場合があります。
 - ・補助金の返還を請求された場合はフラット35地域活性化型（地方移住支援）の金利引下げの適用を受けられない場合があります。
 - ・補助金を受領した方に対するフラット35地域活性化型（地方移住支援）の金利引下げ

制度の適用を受けるためには、交付決定日から5年以内に取扱金融機関への申込が必要となります。

4 株式会社日本政策金融公庫の創業者向け融資制度における特別利率の適用について

- ・この通知書は日本政策金融公庫による新規開業支援資金等の特別利率の適用を受ける際の必要書類であり、紛失した場合は特別利率の適用を受けられない場合があります。
- ・補助金の返還を請求された場合は日本政策金融公庫による新規開業支援資金等の特別利率の適用を受けられない場合があります。

5 その他

- ・交付決定を受けた日から5年間において、住所、就業先について異動があった場合は、住所等変更届出書（様式第5号）により届出を行ってください。
- ・秋田県起業支援事業費補助金（地域課題解決枠）の交付を受けている場合で、決定を取り消された場合は報告をしてください。

住所等変更届出書

年 月 日

鹿角市長 様

住所
氏名

年 月 日付け鹿指令（補）第 号により、鹿角市ふるさとライフ移住しごと支援補助金の交付を受けましたが、住所・就業先を変更したので届け出ます。

- 1 補助金の名称 鹿角市ふるさとライフ移住しごと支援補助金

- 2 変更等の区分
 - ・住所変更 変更前
変更後

 - ・就業先の変更 変更前
変更後

- 3 変更等の理由